

# 取引・証明には、正しいしるしのある計量器を、正しく使いましょう

## 取引・証明の例

- ◆ 商店等で商品の目方を計り、販売・買取等の取引を行う場合（取引）
- ◆ 薬局等で薬の調合に用いる場合（取引）
- ◆ 病院・学校・幼稚園等で健康診断の体重測定に用いる場合（証明）
- ◆ 宅急便の取次店において料金算定に用いる場合（取引）
- ◆ 農家や観光農園で目方を計り、自家販売や出荷(共選出荷を除く)に用いる場合（取引）

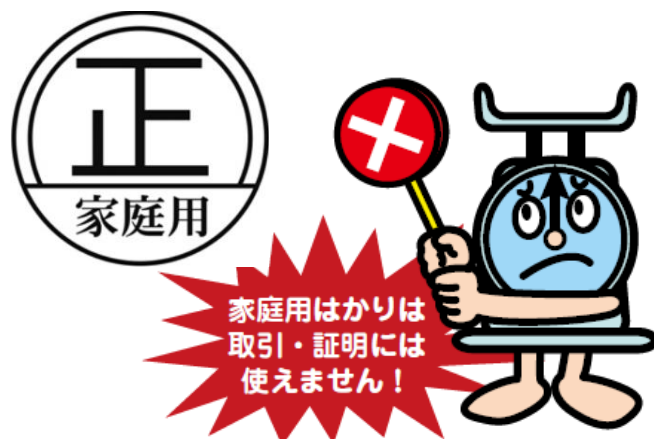
取引・証明には、検定証印や基準適合証印の無いばかり、家庭用ばかりは使用できません。

取引や証明に使用する『計量器』は検定証印か基準適合証印が付されているものでなければなりません。

検定に合格したものには検定証印が、また指定製造事業者が製造したものには基準適合証印が付されています。



『家庭用』の表示があるヘルスメーターやキッチンスケールなどは取引や証明に使用できません。



取引・証明に使うばかりは、2年に1回、お住いの市町村で行われる定期検査を受けましょう。

ばかりの使用者には、計量法により、ばかりの構造・器差等の正確性を維持して、計量取引の安全確保が義務づけられています。定期検査は2年に1回、お住いの市町村で行われています。忘れず受けるようにしてください。

定期検査、ばかりの取り扱いについて不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

山梨県計量検定所

☎ 055-261-9130

（山梨県指定定期検査機関  
一般社団法人 山梨県計量協会）